

対策の基本となるかながわ新総合計画21、環境基本計画

(1) カナガワ新総合計画21と神奈川県環境基本計画

県では、「環境共生・循環型都市づくり」を県政運営の総合的指針である「かながわ新総合計画21」(平成9年1月策定、平成11年度改訂)の8つの重点政策課題のうちのひとつに掲げ、さらに、「廃棄

物とダイオキシンの総合的取組みの推進」をその重点プロジェクトとして位置づけ、次の3つの施策を推進しています。

- ① 県民・企業・団体・市町村・県が一体となった総合的取組みの推進
- ② 廃棄物の総合対策の推進
- ③ ダイオキシン緊急対策の推進

また、神奈川県環境基本条例に基づき、平成9年3月に「神奈川県環境基本計画」を策定し、環境の保全・創造に関する施策の推進に努めてきましたが、その後の社会状況の変化等に対応するため、平成12年4月に計画の見直しを行いました。特に、ダイオキシン対策については、平成11年7月のダイ

オキシン法の制定等を踏まえ、「ダイオキシン類の発生抑制の推進」を新たに追加し、環境基準の達成を図るとともに、平成14年までに県内排出量を平成9年対比で9割以上可能な限り削減することを目指しています。

目標設定項目	20. ダイオキシン類の排出抑制の推進	窓口となる所属 大気水質課
目標設定内容	○ 大気、水質、土壤及び底質の環境基準の達成を図ります。 なお、ダイオキシン類の県内排出量を1997年（平成9年）に比べ、2002年（平成14年）までに9割以上削減するとともに、2003年（平成15年）以降も可能な限り削減をめざします。	

(2) 環境基準の達成状況

ダイオキシン法に基づく県内の大気、水質、底質及び土壤の常時監視では、地下水の1地点を除き環境基準値を超えた地点は確認されていません。（→9、26ページ）

しかし、平成12年度に実施した河川の緊急調査で環境基準値を超えていた河川等については、環境基準の達成のため、重点的に汚染源確認のための調査を実施しています。（→25～26ページ）

(3) 削減目標の達成状況

国の報告書（平成14年）によれば、ダイオキシン類の環境中への排出量のうち、ほとんどが大気へ排出されています。そのうち、市町村等の一般廃棄物焼却施設及び産業廃棄物焼却施設（廃棄物処理法に基づき届出や許可が必要な規模の施設）から大気へ排出される量は、全体の約65%と大部分を占めると推計されています。一方、小型焼却炉の全体に占める割合は約14%、産業系施設（製鋼用電気炉

など）は約21%と推計されています。また、水へ排出される量については約0.3%と推計されています（図1）。

本県においても、県内におけるダイオキシン類の環境中への排出量の推移を概観するために、「ダイオキシン法」に基づく自主測定結果をもとに（【推計方法】参照）ダイオキシン類の排出量を次のとおり推計しました。（図4）

県内のダイオキシン類排出量推計

（単位：g-TEQ）

大気への排出	平成9年	平成12年	平成13年度	平成14年度
一般廃棄物焼却施設	281.8 ^{*5}	30.7 (△89.1%)	16.2 (△94.3%)	9.4 (△96.7%)
産業廃棄物焼却施設	74.6	18.5 (△75.2%)	16.6 (△77.7%)	6.3 (△91.6%)
小型焼却炉	—	—	3.0	2.2
産業系施設	—	—	0.8	1.8
水への排出	—	—	0.2	0.1
合計量	356.4	49.2 (△86.2%)	36.8 (△89.7%)	19.7 (△94.5%)

※（ ）内は9年からの減少率

*5 「神奈川県ごみ処理広域化計画」で公表した「243.6 g/年」を、国の推計方式にしたがって換算しました。

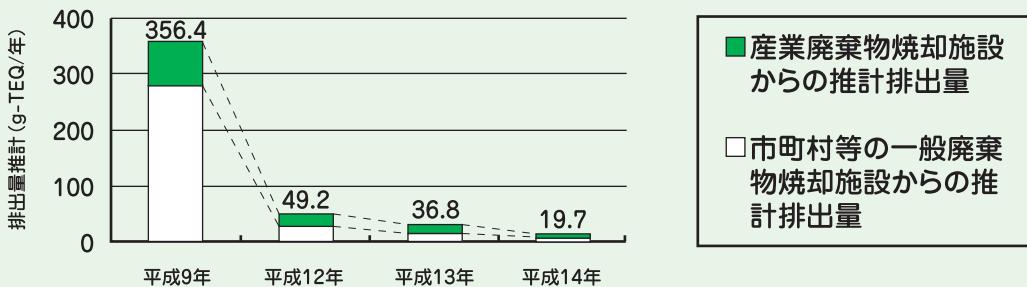
【推計方法】

- 平成9年及び12年の推計には排ガス量に排ガス量原単位^{*6}を用いました。なお、小型焼却炉、産業系施設、水への排出量は、自主測定結果が限られていたため推計していません。
- 平成13・14年度は、事業者から報告された自主測定結果と県や市が実施した検査結果をもとに算出しました。
- 自主測定が未報告の施設については、環境省報告「平成14年ダイオキシン類排出量の目録」の施設規模区分別の平均年間排出量を用いて推計しました。
- 年度途中に廃止された施設については、環境省報告「平成14年ダイオキシン類排出量の目録」に従い年間6ヶ月稼働と見なし推計しました。

これによれば、上記の県環境基本計画の「平成14年までに平成9年対比で9割以上削減」の目標

に対して94.5%減少となっており、目標を達成していることが判明しました。

図4 県内の焼却施設から大気へのダイオキシン排出量

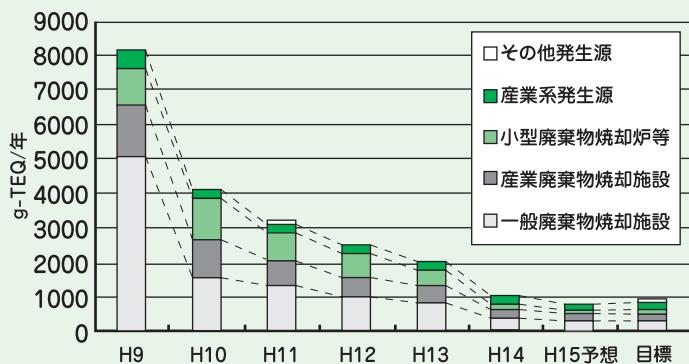


■ダイオキシン類の発生源■

ダイオキシン類の主な発生源は廃棄物焼却施設ですが、その他にも製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排ガスなどの様々な発生源があります。また、かつて使用されていたPCBや、一部の農薬に不純物として含まれていたものもあります。

国全体では、平成14年の1年間で約944～970gのダイオキシン類（Co-PCBを含む）が排出され、約8割が廃棄物焼却施設（小型焼却炉を含む。）由来と試算されています。

図5 全国の発生源別ダイオキシン類排出量（出典：環境省報告）



*目標とは、「ダイオキシン対策推進基本指針」（平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）及びダイオキシン類対策特別措置法第33条第1項に基づき定められた「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」における削減目標のことです。

*6 「排ガス量原単位」とは、焼却する廃棄物の種類ごとに設定した標準的な排ガス量（乾き排ガス量）のことです。